

南砺市城端伝統芸能会館「じょうはな座」 施設使用料

施設名	使用区分	面積 ㎡	基本使用料(円)						冷暖房料
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
			9時から 正午まで	13時から 17時まで	18時から 21時30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで	
ホール	平日	308	10,000	15,000	20,000	20,000	30,000	35,000	基本 使用料の 30%
	土日祝日		12,000	18,000	24,000	24,000	36,000	42,000	
催事場	1会場	155	1,200	1,600	1,400	2,800	3,000	4,200	
練習室1	1室料金	37	800	1,000	900	1,800	1,900	2,700	
練習室2	1室料金	37							
練習室3	1室料金	27							
練習室4	1室料金	27							
練習室5	1室料金	29							
会議室1	1室料金	23							
会議室2	1室料金	23							
練習室4・5	1室料金	55							
会議室1・2	1室料金	45							
談話室	ホールと 併用	24	500						
男子更衣室		19							
女子更衣室		24							
練習室1		37							
練習室2		37							
付属設備				市長が別に定める額					

- 備考
- 1、利用者が入場料又は、これに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合は、基本使用料に、次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
    - ① 入場料の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料の最高額」という。)が3,000円以下の場合は、100分の50
    - ② 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80
  - 2、利用者が入場料を徴収しないで、商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
    - ① 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50
    - ② 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100
  - 3、冷暖房をする場合は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。
  - 4、ホールを練習又は準備のために利用した場合は、当該利用時間帯の基本使用料に100分の50を乗じて得た額を減額する。
  - 5、承認を受けた利用時間帯を超えて利用した場合は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき当該利用時間帯の基本使用料に100分の25を乗じて得た額を加算する。この場合において、この増額分を加えた額を基本使用料とみなして、前各項の規定を適用する。
  - 6、利用時間の短縮を理由として、使用料は減額しない。